

令和 年 月 日

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局
伊丹市 学校
校長

タブレット端末等使用条件

- 1 タブレット端末（端末）及び充電ケーブル・アダプターを借り受けた児童生徒と保護者の皆さまは、注意を払って正しく使用・管理してください。
- 2 端末の使用については、次の行為を遵守してください。
 - （１）学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと。
 - （２）設定等を変更しないこと。
 - （３）個人情報等重要データを保存しないこと。
 - （４）他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと。
 - （５）目的外のインターネットの使用は行わないこと。
 - （６）セキュリティの維持に努めること。
 - （７）ＩＤ、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
 - （８）他者に使用させ、又は転貸しないこと。
 - （９）売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
 - （１０）他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
 - （１１）学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと。
- 3 インターネットへのアクセスについて、セキュリティ対策としてクラウド上にインターネットアクセス履歴が残るように設定されていることを理解して使用してください。
- 4 端末に不具合が生じた場合、端末を初期化させ再設定を行うことがあります。その際、端末上のデータが消えてしまうため、日頃から必要なデータはクラウド上に保存してください。
ただし、クラウド上に保存できる容量には上限があります。
- 5 管理者において、ウイルス感染対策や不正アクセス対策等のために、インターネットへのURLアクセスログを取得できるように設定し、URLアクセスログを定期的に確認することがあります。また、不適切な使い方をしていないか確認する場合もあります。
- 6 学校から端末及び充電ケーブル・アダプターの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

7 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及び充電ケーブル・アダプターを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。

8 端末及び充電ケーブル・アダプターの貸与料は無料です。

家庭でインターネット等の通信料及び端末を充電するための電気料金は、保護者負担です。

9 貸与期間は、伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部に在学する期間です。

※貸与物品は、実際に在学する各学校の端末及び充電ケーブル・アダプターです。

10 返却などについて

(1) 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立以外の学校へ転出又は進学、もしくは伊丹市立の学校を卒業する場合は、速やかに端末及び充電ケーブル・アダプターを校長（学校）へ返却してください。

(2) 児童生徒が、在学する当該学校から伊丹市立の学校へ転出又は伊丹市立の中学校へ進学する場合は、速やかに端末及び充電ケーブル・アダプターを校長（学校）へ返却し、あらためて転出先又は進学先の校長（学校）へ申請書を提出し借り受けてください。

11 破損や紛失について

(1) 自己の過失や故意により端末及び充電ケーブル・アダプターを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡してください。

(2) 端末及び充電ケーブル・アダプターを紛失し、または過失（ふざけて振り回していたら壁にぶつけて破損した等）や故意により端末及び充電ケーブル・アダプターを破損した際に係る修理費等は自己負担となる場合があります。端末に係る保険等への加入は任意で判断してください。

(3) 端末を紛失等した場合に遠隔管理システムを使って、端末の位置情報を取得する場合があります。

(4) 住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。

12 その他、端末及び充電ケーブル・アダプターの使用に際しては、学校の指示に従ってください。